

(平成27年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年12月までの期間、46年4月から47年5月までの期間及び48年1月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から43年12月まで
② 昭和46年4月から47年5月まで
③ 昭和48年1月から60年9月まで

私は、昭和62年頃、A区役所の女性職員から、「30数万円を持って来ると、今までの未納期間が埋められ記録がつながる。」と言われたので、銀行でお金を下ろし、再度、同区役所に行き、30数万円を一括で納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録の資格取得記録の処理日から、昭和62年12月頃に払い出されたと推認でき、同年12月時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。